

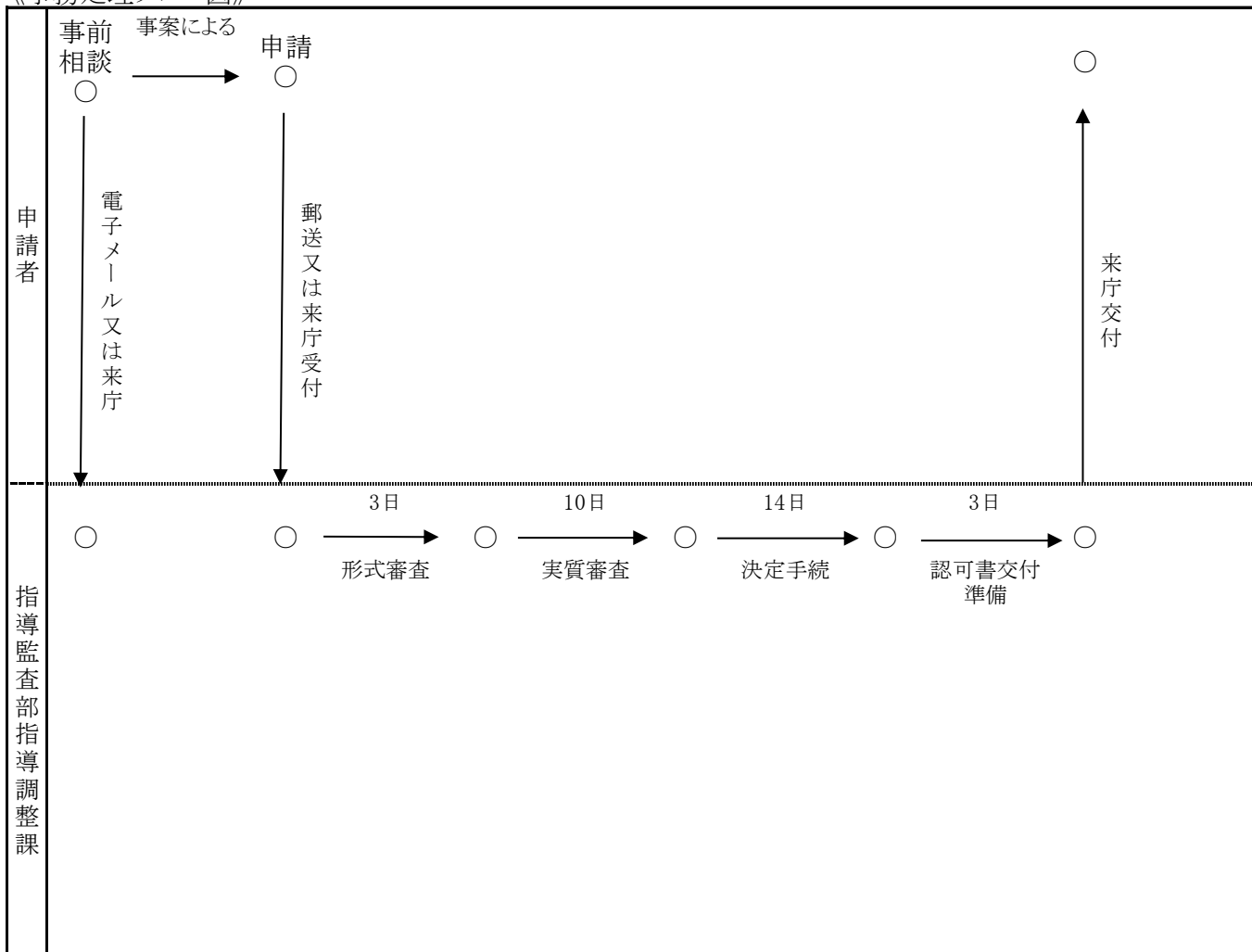
## 事務処理フロー図

事務名	社会福祉法人の定款変更の認可
根拠法令	社会福祉法第45条の36第2項

作成部署 福祉保健局指導監査部指導調整課社会福祉法人担当 電話34-531

標準処理期間計	30日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	提出予定の申請書、添付書類等の作成方法等の助言指導 ※変更内容により添付書類が異なるため、検討段階での相談を推奨
2	形式審査	提出された申請書の記載事項、添付書類等の確認
3	実質審査	審査基準を満たしているか審査 ※社会福祉法人審査基準、審査要領等
4	決定手続	審査の結果に基づき、認否を決定
5	認可書交付準備	認可書の製本、申請者への通知
6	交付	申請者に交付、定款変更後の事務処理等の助言指導
7		※ 新規(拡大)事業を含む計画の場合、上記のほか、関係行政庁への意見照会を行います。
8		
9		
10		